

平成25年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 9 4	II. 団体への補助制度 4. 吉備真備公献茶会補助金 イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の 限度額等を定めた補助金交付要綱 等を作成し、これを公表すべきで ある。	本件補助金には要綱等がないため、補助金の使 途、事業の成果や事業目的の達成状況をより適切 に把握し、補助金の透明性を確保する観点から も、補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定 めた吉備真備公献茶会補助金交付要綱等を作成 し、これを公表すべきである。	文化振興課	下記の事項を定めた倉敷市吉備真備公献茶会補助 金交付要領（平成27年4月1日施行）を制定し、 平成27年4月1日ホームページで公表しました。 補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助率及び補助限度額 補助金交付期間 補助金交付要領の見直し時期	措置済
P 9 8	II. 団体への補助制度 6. 文化振興財団運営費補助金 イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の 限度額等を定めた個別の補助金交 付要綱等を作成し、これを公表す べきである。	補助金交付に関する要綱等が作成されていないた め、補助金交付対象者、補助対象経費、補助金交 付額の限度額や補助率、補助金交付期間や見直し 時期に関する規定は存在しない。	文化振興課	下記の事項を定めた公益財団法人倉敷市文化振興 財団補助金交付要領（平成27年4月1日施行）を 制定し、平成27年4月1日ホームページで公表し ました。 補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助率及び補助限度額 補助金交付期間 補助金交付要領の見直し時期	措置済
P 1 1 0	I. 直営 1. むかし下津井回船問屋 カ. 備品管理 定期的に現物確認、備品台帳の 更新を行い、適切に備品を管理す べきである。	備品の管理について、施設独自で備品台帳を作成 し、現物確認は3年に一度行っている。しかしな がら、倉敷市の備品台帳との照合は行われておら ず、平成20年12月24日作成の備品台帳が存 在するものの、その後は備品台帳の更新はなく、 倉敷市の備品台帳への反映はなされていない。あ くまでも倉敷市の備品台帳が正であるため、定期 的に現物確認を行った結果を適時に反映していく 必要がある。	観光課	平成26年9月10日、倉敷市の備品台帳と現物 の照合を行い、備品台帳を最新のものに更新しま した。 今後は、1年に1回定期的に備品台帳と現物を照 合し、適切な管理に努めます。	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 1 3 4	11. 団体への補助制度 3. 瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実施事業補助金 イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。	第25回記念瀬戸内くらしきツーデーマーチ決算書によると支出の中には食料費として会議用お茶代が含まれている。事業収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。補助金の透明性確保のためにも瀬戸内倉敷ツーデーマーチ補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。	スポーツ振興課	下記の事項を定めた瀬戸内倉敷ツーデーマーチ実施事業補助金交付要領（平成27年4月1日施行）を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。 補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期	措置済
P 1 3 8	11. 団体への補助制度 5. スポーツフェスティバル開催補助金 イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。	第7回倉敷市民スポーツフェスティバル決算見込書によると支出額には食糧費230千円や交際費10千円が含まれている。かかる支出を一律に否定するものではないが、現状市が経費の全額を負担しているのであるから、対象経費を明確化するという観点から、スポーツフェスティバル開催補助金要綱等を作成し、公表すべきである。	スポーツ振興課	下記の事項を定めた倉敷市民スポーツフェスティバル開催補助金交付要領（平成27年4月1日施行）を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。 補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期	措置済
P 1 4 0	11. 団体への補助制度 6. スポーツ振興事業開催補助金 イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、公表すべきである。	平成24年度決算明細書（スポーツ振興事業開催補助金）によると支出内容は主に人件費であるが、被服費（職員の制服代）や減価償却資産取得支出（車両の減価償却費）も含まれている。これらを補助対象経費とすることを否定するものではないが、財団の負担すべき経費とも考えられる。補助対象経費を明確化するために、スポーツ振興事業開催補助金要綱等を作成し、公表すべきである。	スポーツ振興課	下記の事項を定めた倉敷市スポーツ振興事業管理運営補助金交付要領（平成27年4月1日施行）を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。 補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期	措置済
P 1 4 2	11. 団体への補助制度 7. 水球競技選手権大会開催補助金 イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。	第5回全日本ユース（U15）水球競技選手権大会 - 桃太郎カップ - 決算書によると支出の中には競技会運営費として弁当代が含まれている。事業収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。補助金の透明性確保のためにも全日本ユース（U15）水球競技選手権大会 - 桃太郎カップ - 補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。	スポーツ振興課	下記の事項を定めた全日本ユース（U15）水球競技選手権大会開催補助金交付要領（平成27年4月1日施行）を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。 補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 1 4 4	<p>II. 団体への補助制度</p> <p>8. 倉敷国際少年野球大会開催補助金</p> <p>イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。</p>	<p>第4回倉敷国際少年野球大会決算書によると、支出の中には会場関係費として来賓接待費、交流関係費(前夜祭)、昼食費として弁当代などが含まれている。</p> <p>事業収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、補助金収入と費用支出との対応関係が明確でないため、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。</p> <p>そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷国際少年野球大会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。</p>	スポーツ振興課	<p>下記の事項を定めた倉敷国際少年野球大会開催補助金交付要領(平成27年4月1日施行)を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。</p> <p>補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期</p>	措置済
P 1 4 6	<p>II. 団体への補助制度</p> <p>9. トライアスロン大会実施事業補助金</p> <p>イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた個別の補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。</p>	<p>第2回倉敷国際トライアスロン大会決算書によると、支出の中には会議費として会議用お茶代、食料費として飲料水、慶弔費などが含まれている。</p> <p>事業収入により賄われていると考えることもできるが、補助対象経費の具体的な定めがなく、補助金収入と費用支出との対応関係が明確でないため、食料費など補助事業の実施とは直接関係しない費用に該当するものを補助金で賄っているとも受け取れる。</p> <p>そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷国際トライアスロン大会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。</p>	スポーツ振興課	<p>下記の事項を定めた倉敷国際トライアスロン大会実施事業補助金交付要領(平成27年4月1日施行)を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。</p> <p>補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期</p>	措置済
P 1 5 1	<p>II. 団体への補助制度</p> <p>11. 倉敷武道後援会補助金</p> <p>イ. 要綱等について 補助対象経費や補助金交付額の限度額等を定めた補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。</p>	<p>補助金交付要綱等を作成することにより、補助金交付の目的・趣旨、対象となる事業、補助対象経費等が明確となり、事業の成果や事業目的の達成状況を確認し、補助事業を見直すことで新たな施策への対応が可能となり、もって、特定の事業等を一層育成・助長することになるとともに、補助金の効果的かつ効率的な制度運用及び適正な執行を図ることも可能となる。</p> <p>そこで、補助金の透明性確保のためにも、倉敷武道後援会補助金交付要綱等を作成し、これを公表すべきである。</p>	スポーツ振興課	<p>下記の事項を定めた一般社団法人倉敷武道後援会補助金交付要領(平成27年4月1日施行)を制定し、平成27年7月1日ホームページで公表しました。</p> <p>補助金交付の目的 補助対象者 補助対象事業及び対象経費 補助限度額 補助金交付要領の見直し時期</p>	措置済

(公表日:平成27年8月26日 通知日:平成27年8月14日 法第23号)